

一般財団法人岩手県建築住宅センター  
Cポイントサービス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人岩手県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、センターに建築基準法第6条の2第1項に規定する確認の申請（以下「建築確認申請」という。）をする設計事務所等に対してポイントサービス（以下「本サービス」という。）を提供するにあたり、その諸条件を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この規程における主な用語は、以下のとおりとする。

- (1) 「設計事務所等」とは、建築確認申請を行う事業所又はこれを代行する事業所をいう。
- (2) 「Cポイント」とは、本サービスで付与するポイントの名称をいう。

(会員登録)

第3条 本サービスは、センターが設計事務所等の申請に基づきCポイントサービス会員（以下「会員」という。）の登録を行い、Cポイントカード（様式1）（以下「ポイントカード」という。）を交付した会員に提供する。

- 2 会員登録の申請は、本規程に同意した上で、Cポイントサービス会員登録申請書（様式2）により行なうものとする。
- 3 会員登録は、事業所単位とし、個人名の登録はできないものとする。

(ポイントの提供)

第4条 センターは、会員が建築確認申請を行った場合にポイントを付与する。

- 2 前項の条件及びポイントの数は、次のとおりとする。
  - (1) 申請1件につき1ポイントを付与する。
  - (2) 計画の変更申請は対象外とする。
- 3 前項による他、次のいずれかの場合は、申請1件につきそれぞれのポイント数を加算する。
  - (1) 会員の登録を行った場合（平成28年10月1日以降に限る。）——5ポイント
  - (2) 建築確認申請書を一般財団法人建築行政情報センターの「確認申請プログラム」又はそれに準じるソフトで作成し、申請データ（入力データ）を各種メディアによりセンターに提出した場合（提出データが読み取れない場合を除く。）——5ポイント
  - (3) 建築基準法第6条第1項第1号物件の申請をした場合（平成30年4月1日から1年間に限る。）——10ポイント
  - (4) 住宅性能証明書の申請をした場合（平成30年4月1日から1年間に限る。）——10ポイント

(5) B E L S 評価書の申請をした場合（平成 30 年 4 月 1 日から 1 年間に限る。）——10 ポイント

4 その他、センターが特に必要と認めた場合、ポイント数を別に定め付与する。

(ポイントの管理)

第 5 条 センターは、会員が獲得したポイント数及び使用したポイント数を C ポイント管理台帳（様式 3）により管理する。

2 ポイント及びポイントカードの紛失・盗難による再発行はできないものとする。

(ポイントの譲渡)

第 6 条 会員は、保有するポイントを他の会員に譲渡することはできないものとする。

(ポイントの交換)

第 7 条 会員は、保有する 20 ポイントを額面 2,000 円相当の Q U O カードと交換することができる。ただし、獲得したポイントを現金に換金することはできない。

2 前項によるポイント交換は、会員本人による C ポイント交換申請書（様式 4）の提出を受けて行なうものとする。

(本サービスの変更)

第 8 条 センターは、会員に事前に通知することなく、本規程に掲げるサービスの内容又は提供の条件を変更することができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとする。

(個人情報の取扱い)

第 9 条 会員の個人情報は、センターが別に定める個人情報保護規程により取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。